

令和4年11月7日

宮崎県知事

河野俊嗣様

公益社団法人 宮崎県看護協会
会長 中武郁



宮崎県看護連盟
会長 渡部京



看護職員の処遇改善に関する要望書

長引くコロナ禍において、今もなお多くの看護職員が様々な場で精一杯職責を果たしており、看護職員の果たす役割とその確保の重要性は、かつてない実感を社会にもたらしています。そのような中、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く看護職員の収入引き上げを図る目的で、看護職員等処遇改善事業が実施され、令和4年度診療報酬改定により「看護職員処遇改善評価料」が新設されました。しかし、これには算定要件があり、宮崎県内では、32の病院が該当します。この32病院すべての病院の看護職員の処遇改善が図られるように、情報提供・支援をお願いいたします。また、対象病院の看護職へ適切に配分されるようにご配慮をお願いいたします。

また、今回の診療報酬改定では、一部の看護職のみの処遇改善であり、全ての看護職員には、その責任と専門性に見合った賃金水準、賃金体系など処遇の抜本的な改善が求められます。引き続き、看護職員処遇改善への取り組みに、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。